

「エシカル消費」実践の普及啓発に向けた動画等制作業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

「エシカル消費」実践の普及啓発に向けた動画等制作業務

2 委託業務の目的

「エシカル消費」とは、人や社会・環境に配慮した消費行動のことであり、持続可能な社会を実現するためには、日本の名目国内総生産（GDP）の過半数を占めている家計消費をより持続可能な消費行動に変容させることが重要である。

本市においても、様々な「エシカル消費」普及促進の取組を行ってきたが、エシカル消費は幅広い概念であり、その消費行動は多岐にわたるため、今年度からより効果的な普及啓発促進策の立案に向けて、本市の市民協働ファシリテーターを活用した「庁内・お困りごとバンク制度」を利用し、庁内横断的なプロジェクトチームを立上げ、ワークショップによる課題整理、店舗視察及び事業者への訪問聴取等により効果的な啓発手法やアプローチの手段を検討してきた。

プロジェクトチームの検討を踏まえ、市内小売店をはじめとした民間事業者との協働により、消費者が「エシカル消費」を知るだけでなく、より身近な「自分ごと」と捉え、実践につなげやすい行動を示す動画を作成し、民間事業者の広報媒体等を含めたより積極的な普及啓発を展開することで、消費者に「エシカル消費」をより身近に捉えていただき、「エシカル消費」の実践につなげていく。

3 委託業務の内容

企画・デザイン、取材・撮影、ナレーション、作画、編集等の全ての業務

（１）映像制作

ア 制作の留意点

- ・「エシカル消費」の内容を伝えつつ、興味を持ちやすいシンプルかつ具体的なメッセージにより、幅広い層の方が「エシカル消費」を身近な「自分ごと」として感じ、「エシカル消費」の実践を促す企画（タイトル、趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）とすること。
- ・音を出すことができない施設等での放映も考慮し、無音でも理解しやすいよう、必要に応じてテロップ等を用いること。

イ 映像の用途

- ① 本市関連施設、協働事業者の関連施設等での上映
- ② 本市等によるセミナー、講座等での上映
- ③ インターネットでの発信
- ④ その他

ウ 仕様

- ① 「エシカル消費」普及啓発動画の作成
尺 3～5 分程度，全カラー，ハイビジョン，ステレオ音声
- ② ショートバージョン（30 秒）動画の作成
尺 30 秒程度，全カラー，ハイビジョン，ステレオ音声

エ 納品物

- ① DVD 2 枚（mp4 形式）
片面一層，各ラベル面にタイトル等を表示，パッケージ入り，チャプターあり
- ② DVD 2 枚（mp4 形式）
片面一層，各ラベル面にタイトル等を表示，パッケージ入り
- ③ DVD 2 2 枚（庁舎用 mp4 形式 20 枚，ゼスト御池用 MPEG4 形式 2 枚）
片面一層，各ラベル面にタイトル等を表示，パッケージ入り

オ 納期

令和 3 年 3 月 31 日（水）

4 制作手順

- (1) 受託事業者は，京都市と構成内容及びスケジュールについて協議を行う。
- (2) 受託事業者は，(1) の協議に基づき，シナリオ案及び絵コンテ等を作成し，京都市に提出する。
- (3) 京都市は，提案されたシナリオ案を校正し，シナリオ等を確定する。
- (4) 受託事業者は，シナリオ等に基づき，京都市と十分協議を行いながら，収録・編集の作業を行う。

5 納品先

〒604-8186

京都市中京区烏丸通御池東南角 アーバネックス御池ビル西館 4 階

京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター（担当：川田・清水）

TEL：075-256-1110

6 留意事項

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは，本市と受託事業者との間で協議を行う。

協議が整わないときは，本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託事業者は，本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用することはできない。また，本業務が完了した後においても，同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託事業者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。